ホ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1)　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2)・(3)　（略）

三・四　（略）

5　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

この場合において、車両総重量が7.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

（乗車定員及び最大積載量）

第81条　自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ　（略）

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2　（略）

第２節　指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（軸重等）

第85条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が３である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一　車軸の数が２又は３（駆動軸の数が１であるものに限る。）であること。

二・三　（略）

四　第５輪荷重を有するものであること。

（制動装置）

第93条　（略）

２・３　（略）

4　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km／ｈ以下の自動車及び第６項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連

ホ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1)　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2)・(3)　（略）

三・四　（略）

5　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

この場合において、車両総重量が7.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

（乗車定員及び最大積載量）

第81条　自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ　（略）

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2　（略）

第２節　指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（軸重等）

第85条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一　車軸の数が２であること。

二・三　（略）

（新設）

（制動装置）

第93条　（略）

２・３　（略）

4　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km／ｈ以下の自動車及び第６項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪